

# 第三次福島県自殺対策推進行動計画の概要

## 第1章 計画策定の趣旨・目標

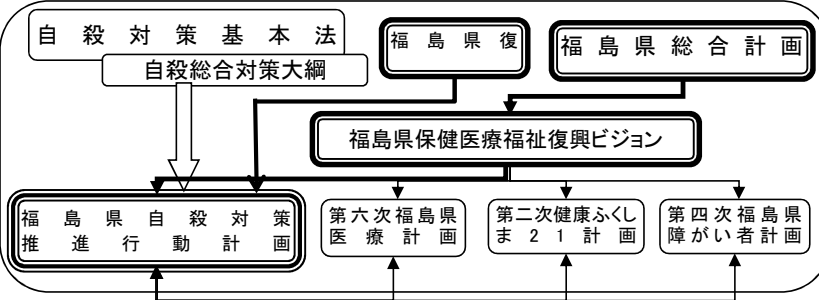
### 1 計画策定の趣旨

○本県の自殺者数は平成10年以来14年間、年間500人を超えていたが、平成24年には500人を下回り、平成27年には411人と400人台前半まで減少。しかし、平成23年の震災の影響による避難生活の長期化の影響等が懸念。○H25年度から10本の柱により第二次計画を実施。

依然として  
大きな社会  
問題

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

### 2 計画の位置づけ



### 3 目標及び計画期間

【目標】  
○平成33年までに**350人以下**

【計画期間】  
○平成29年度から平成33年度までの5年間

【参考：第一次、第二次計画期間】  
○第一次：平成19年度～平成22年度  
○第二次：平成25年度～平成28年度

### 4 重点事項

○人材育成の推進、○関係機関等の有機的連携・協力体制の構築、○心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進

## 第2章 福島県の自殺の現状

- ・本県の自殺者数は、平成10年に大幅に増加し、以後500～600人で推移していたが、平成24年には500人を下回り、平成27年は411人と、平成9年までのレベルに近づいている。
- ・全国と福島県の自殺率を比較すると、平成15年頃から、総数及び男性について全国より高い状況が続いている。平成10年以降の増加は、主として30～60代男性の自殺者が多いこと等が要因である。
- ・近年の自殺の原因・動機は、健康問題が1位で、次に経済生活問題、家庭問題が多い。

## 第3章 自殺対策の課題

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1 自殺の実態や地域の現状の把握     | 7 市町村自殺対策の推進及び支援                               |
| 2 社会的な取組             | 8 自殺未遂者等、自殺のリスクが高い人への支援                        |
| 3 身近な人に相談できる環境づくり    | 9 自死遺族等への支援                                    |
| 4 心の健康づくり            | 10 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により精神的負担を抱えている人への支援 |
| 5 自殺予防のための人材確保       | 11 対象者に応じた自殺対策の推進                              |
| 6 相談支援体制の整備や関係機関との連携 |  |

## 第4章 自殺対策

### 1 施策の方向性

- (1) 自殺の実態の把握
- (2) 社会的取組の推進(保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関係機関等の有機的連携)
- (3) 県民一人ひとりが互いに相談・支援できる環境づくり
- (4) 心の健康づくりの推進と精神医療体制の充実
- (5) 自殺予防のための人材の育成
- (6) 市町村における自殺対策の推進
- (7) 自殺未遂者や自死遺族への支援の強化
- (8) 震災後の自殺対策
- (9) 対象者に応じたきめ細かな自殺対策の推進

### 2 具体的な取組

※施策に連なる事業を、重点事業及び関連事業として位置づけ、各施策の事業ごとに目標を設定し、確認頻度や確認方法を設定。

◆関連事業 115事業(うち、重

- (1) 自殺の実態の解明
- (2) 県民総参加、民・学・官の連携による社会的な取組の推進
- (3) 県民一人ひとりの気づく、見守る、つなぐの推進
- (4) 心の健康づくりの推進
- (5) 適切な精神科医療の提供
- (6) 対策の中核を担う人材の育成
- (7) 市町村における自殺対策の推進
- (8) 自殺未遂者や自死遺族の支援の充実
- (9) 震災後の自殺対策
- (10) 対象者に応じたきめ細かな自殺対策の推進

## 第5章 推進体制

### 1 連携体制の構築

- 福島県自殺総合対策庁内連絡会議の開催
- 福島県自殺対策推進協議会の開催
- 地域自殺対策推進協議会の開催

### 2 計画推進のための評価目標の設定と事業等の評価

- 計画の進行管理
  - ・具体的な取組状況に関する達成度評価と公表
  - ・PDCAサイクルを活用した計画の推進及び必要に応じた